

赤穂市お試し暮らし住宅利用申請書

赤穂市長 宛

申請者 郵便番号
住 所
氏 名 印
電話番号
携帯電話

赤穂市お試し暮らし住宅事業実施要綱第8条第1項の規定により、添付書類を添えてお試し暮らし住宅の利用を申請します。

記

区 分	<input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 2回目以降（ 回）			
自動車の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで（泊 日）			
利用者の氏名	申請者との 関係	性 別	生年月日	特記事項
(フリガナ)	本 人	<input type="checkbox"/> 男性	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 女性		
(フリガナ)		<input type="checkbox"/> 男性	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 女性		
(フリガナ)		<input type="checkbox"/> 男性	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 女性		
(フリガナ)		<input type="checkbox"/> 男性	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 女性		
(フリガナ)		<input type="checkbox"/> 男性	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 女性		

※申請者の身分証明書の写しを添付すること。（運転免許証、健康保険証等の写し等）

※本事業の対象者要件確認のため、申請に関し必要な情報を市職員が調査することに同意すること。

※裏面の遵守事項についてご確認いただき、署名、押印の上提出してください。

(遵守事項)

利用方法

1 チェックイン（当日受付）について

チェックインは午後2時から午後5時までとなりますので、利用者は、午後2時から午後5時までの間に赤穂市市民部市民対話課へお越しください。その際、事前に交付済の利用許可書を提示していただくと共に、利用料金を現金で納付してください。確認後に住宅の鍵をお渡しします。到着時刻が午後5時を過ぎる場合は、必ず事前にご連絡ください。

2 チェックアウト（明渡し）について

明渡し時間は午前9時から午前10時までとなっておりますので、なお、明渡しの際に職員が立会を行いますので、住宅内を清掃しごみを指定の場所に出しておいてください。

事前に渡しています「お試し暮らし住宅利用報告書」にご協力ください。

3 利用上の注意

- 犬・猫等のペットを連れての利用はお断りします（ただし、盲導犬、介助犬又は聴導犬は除く）。
- 住宅内は禁煙です。なお、火気の取り扱いには十分ご注意ください。
- 近隣への迷惑行為は厳重に禁止します。また、近隣住民の方とは良好な関係に努めていただきますようお願いいたします。
- 利用期間中に起きた利用者の故意又は過失による事故については、利用者の責任となります。
- 利用者の責めに帰すべき理由により住宅、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに報告することとし、原状回復又はそのための費用を負担していただきます。
- 設備の維持管理に努め、清掃等を確実に行ってください。清掃道具や備品は元の場所に戻してください。
- ごみは決められた袋に入れて決められた日時に所定の場所へ置いてください。
- 外出及び就寝の際には戸締りを忘れず、貴重品の管理にも十分注意してください。
- 調味料、洗面用具などの生活消耗品は備え付けていませんので、利用者でご準備ください。

4 利用許可の取消しを行う場合

- 資格を満たさない場合
 - ・市外在住で赤穂市への移住を希望し、かつ、短期間の生活体験を目的としていない場合
 - ・住宅敷地内の維持管理を適切に実施しない場合
 - ・赤穂市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に規定する者である場合
- 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をしたとき
- お試し暮らし住宅の利用趣旨に反する使用を行った、又は行う恐れのあるとき
- 市長が住宅の管理上必要があると認められるとき

以上のことについて、その内容につき同意しました。

また、明渡しの請求があった際には、これに速やかに応じます。

⑩

(問合せ先) 〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 赤穂市市民部市民対話課

(市民対話課電話) 0791-43-6812 (Fax) 0791-43-6810 (メール) taiwa@city.ako.lg.jp

(代表電話) 0791-43-3201